

物 品 売 買 単 価 契 約 書 (案)

佐賀県（以下「甲」という。）を発注者とし、●●●●（以下「乙」という。）を受注者として、次の表のとおり物品の売買について、次の条項により契約を締結する。

品 名	令和7年度「さが子育てエール便」
規 格	・ギフト①「食」のギフト ●●●● ・ギフト②「触」のギフト ●●●● ・ギフト③「遊」のギフト ●●●●
	※いずれも、令和7年度「さが子育てエール便」ギフト商品提案書のとおり
契 約 単 価	1 ギフト商品当たり（外装・納品場所への配送料を含む） ¥●,●●●●－ （消費税及び地方消費税相当額を含まない）
納入期限・数量	甲が別に指定する日及び数量
納 入 場 所	甲が別に指定する佐賀県内の場所
契 約 期 間	契約締結の日から令和8年3月31日まで

（信義則）

第1条 甲及び乙は、この契約の条項及び仕様書に定める要件を信義に従い、誠実に履行するものとする。

（契約保証金）

第2条 甲は、佐賀県財務規則第115条第3項第3号により、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

（検査）

第3条 乙は、物品を納入しようとするときは、甲の指定する場所において検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の検査を地方自治法施行令第167条の15第3号の規定により、検査の一部を省略することができる。

3 第1項の規定による検査に合格しないものがあつたとき、又は契約の目的たる物品の給付の完了後相当の期間内に当該物品に破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、乙は、その負担で物品を取り替えさらに検査を受けなければならない。

（納入）

第4条 乙は、物品を納入するのに必要なすべての費用を負担するものとする。
ただし、甲の事情による納入時期や納入場所の変更により生じる経費については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(指示)

第5条 乙は、天災その他避けがたい理由により、物品を納入することができないときは、直ちに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(契約の履行)

第6条 乙が行う契約の履行は、(第3条第2項の規定により省略した場合を除き)第3条の検査に合格した後、当該物品を納入場所に納入したときをもって完了するものとする。

(危険負担)

第7条 契約履行前の物品の滅失、損傷その他の損害については、乙の負担とする。

(権利義務の譲渡などの禁止)

第8条 乙は、この契約によって生ずる権利義務を他に譲渡し、又はその履行を委任し、もしくは請け負わせ並びに担保に供してはならない。ただし、甲の承諾がある場合については、この限りでない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙がこの契約に違反した場合のほか、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

- (1) 履行期間までに契約による義務を履行し終わる見込みがないとき、又は契約を履行しなかったとき。
- (2) 契約履行につき不正の行為があったとき。
- (3) 正当な理由がなく甲の指示に従わないとき。
- (4) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

者
キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している
者

(損害賠償及び違約金)

第 10 条 乙は、自己の責めに帰すべき理由によって納入期限までに物品を納入しないときは、未納物品代金相当額に遅延日数につき年 2.5 % の割合で算定した額の金額を履行遅延による損害賠償金として甲に支払うものとする。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由によってこの契約を解除したために損害を被ったときは、乙から違約金として契約額の 10 分の 1 の額を徴収する。
また、この場合において、なお損害があるときは、甲は、乙に損害賠償金を請求することができる。

(代金の支払)

第 11 条 乙は、本契約に関する料金の支払いについては、毎月月末に締切り、毎月、第 3 条第 1 項の検査に合格したもの、又は第 3 条第 2 項の規定により検査を省略したときは物品の納入が完了したものについて、それぞれ契約単価を乗じて得た額の合計額に消費税及び地方消費税を加算して得た額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その 1 円未満を切り捨てた額。）を翌月 10 日までに、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により、乙が提出する適法な請求書を受理した日から 30 日以内に、乙の指定する口座に振込むことにより代金の支払いをするものとする。

3 前項の支払期限までに支払わないときは、支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年 2.5 % の割合で算定した遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約内容の不適合に係る責任)

第 12 条 乙は、納入した物品が契約の内容に適合しないものであるとき、又は契約の目的たる物品の給付の完了後相当の期間内に当該物品に破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、自己の負担で修理又は交換するものとする。

(疑義の解決)

第 13 条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合、甲及び乙が協議して定めるものとする。

また、この契約に定めのない事項で必要がある場合は、佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号）の定めるところによる。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 5 9 号
氏 名 佐賀県こども未来課長

乙 住 所
商号又は名称
代 表 者 名

注) 遅延利息等の率は、政府調達の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、改正される場合がある。